様式１

令和元年７月１２日
あきる野市

あきる野市 HP

森っこサンちゃん

令和元年８月１日から令和２年１月３１日まで
深沢区域を対象とした公共交通実証実験（タクシー利用補助）を実施します

公共交通空白地域（公共交通の存在しない地域）の解消に向け、「タクシー利用補助」の有効性と課題を把握し、今後の検討材料とするため、実証実験を実施します。

実証実験の概要（詳細は別紙のとおり）

１　実施期間
令和元年８月１日から令和２年１月３１日までの６か月間

２　対象者
公共交通優先検討区域の深沢区域（あきる野市深沢）にお住まいの６５歳以上の方（令和元年７月１日現在）

３　補助内容
１枚５００円のタクシー利用補助券を、対象者１人につき２４枚配布し、深沢区域内を出発地又は到着地とする移動に伴うタクシー代を補助します。

市が定める４つの公共交通優先検討区域

市は、一定の範囲があり、かつ、住宅が存在し、優先的に公共交通対策を検討する必要がある４つの区域を「公共交通優先検討区域」として定めています。

公共交通実証実験は、これら４つの区域を対象に実施したワークショップ・アンケート調査及び「あきる野市公共交通検討委員会」での議論の結果を踏まえ、深沢区域と草花折立区域で実施することとしています。（※草花折立区域の実証実験は現在準備中です。）

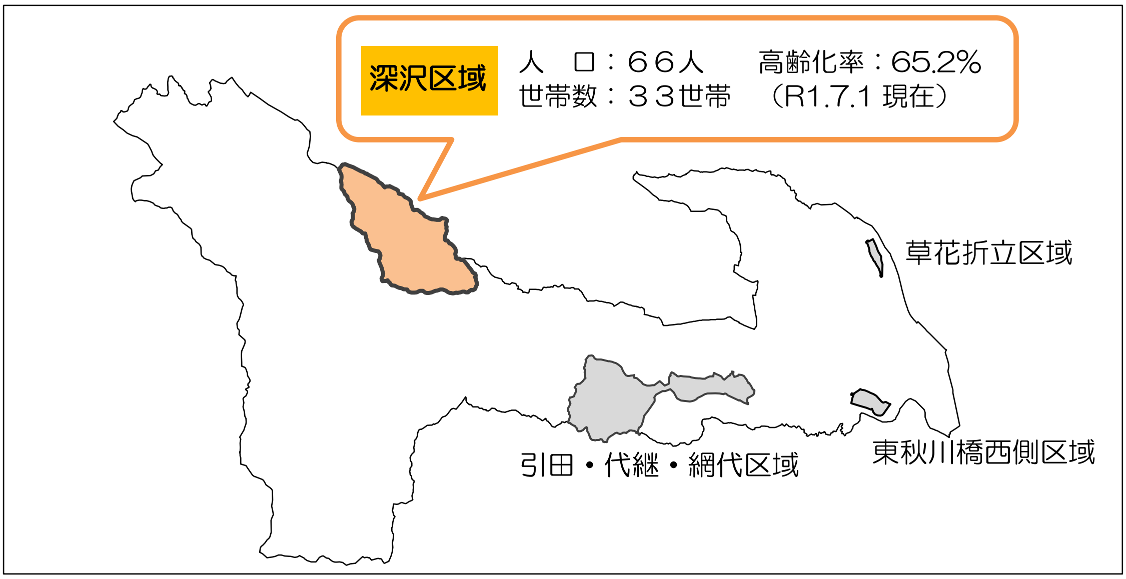

【問合せ】企画政策部企画政策課　　課長：吉岡　　担当：小川、内木　℡　042-558-1111（内線 2211）

【別紙】

【深沢区域対象】
公共交通（タクシー利用補助）
実証実験を実施します

公共交通空白地域（公共交通が存在しない地域）の解消に向け、「タクシー利用補助」の有効性と課題を把握し、今後の検討材料とするため、実証実験を実施します。

実証実験の内容について

1　実施期間

令和元年８月１日から令和2年１月３１日までの６か月間です。

2　対象者

タクシー利用補助の対象者は、以下の両方を満たす方です。

（１）公共交通優先検討区域※注１の深沢区域（住所：あきる野市深沢）にお住まいの方。

（２）令和元年７月１日現在で、６５歳以上の方（ご本人に限ります）。

※注１　公共交通空白地域のうち、一定の範囲があり、かつ、住宅が存在し、優先的に公共交通対策を検討する必要があるとして、市が定めた区域のことです。

3　補助内容

１枚５００円のタクシー利用補助券を、対象者１人につき２４枚配布※注２します。

※注２　補助券は、対象者の方にあきる野市から送付しますので、事前の申込み等は不要です。

4　補助券の利用条件

（１）出発地又は到着地が深沢区域内である場合に、利用できます。

（２）１回の支払いにつき、１人１枚使用できます（おつりはでません）。

（３）市内に事業所又は市内の駅に待機所を持ち、市が指定するタクシー事業者のタクシーのみでの利用に限ります（裏面参照）。

（４）利用者アンケート調査にご協力いただきます。

補助券の詳しい利用方法については、裏面をご覧ください。

あきる野市企画政策部企画政策課

タクシー利用補助券の利用方法

1　利用方法

（１）乗車時、運転手の方に補助券を提示し、補助券が利用できることを確認します。※利用できるのは、出発地又は到着地が深沢区域内である場合のみです。

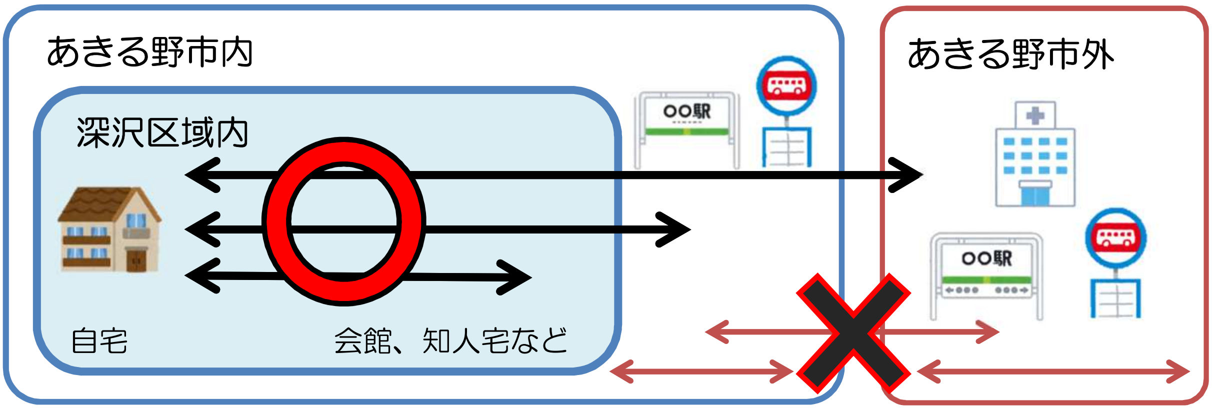

※出発地、到着地いずれも深沢区域でない場合は、ご利用いただけません。
※１ヶ月当たりの利用枚数の上限はありません。同じ月に何枚でも利用できます。

（２）タクシーを利用し、料金支払いの際に、補助券を渡します。運賃と補助額の差額は、ご自身でご負担ください。

2　利用できるタクシー会社　（五十音順）

タクシー会社	電話番号
秋川交通㈱	042－558－7411（0120－741－158）
京王自動車㈱	042－596－1711
大洋自動車交通㈱	042－551－0215（0120－070－215）
横川観光㈱	042－598－0083（0120－489－083）
㈱リーガルマインド	042－550－2712

3　利用の例　※対象者がお一人で利用する他に、以下のような利用もできます。

（1）対象外（65歳未満）の方と一緒に乗る場合も利用できます。
　ご友人、ご家族と一緒に乗車の際も、対象者の方が１人でもいれば、補助券を利用できます。

（2）出発地、到着地が異なる方と一緒に乗る場合も利用できます（知人同士で、事前に約束していることが前提です）。
　例えば、補助券をお持ちの方が３人で乗車すると、補助券３枚（１，５００円分）を利用でき、お得にご利用いただけます。

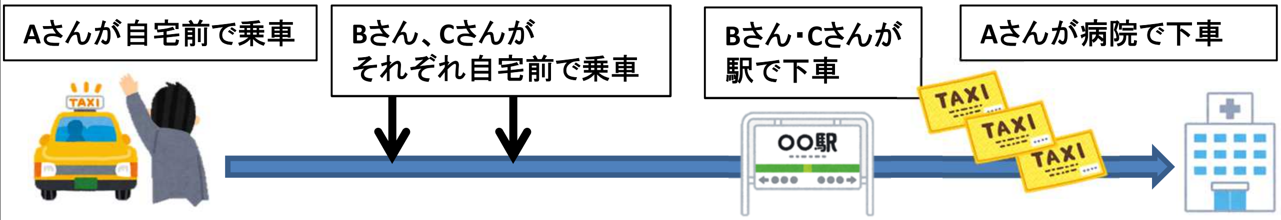

ご不明点な点等がありましたら、お問い合わせください。
問合せ先：あきる野市企画政策部企画政策課　☎０４２（５５８）１１１１（内線：２２１１）